

こども誰でも通園制度について

【担当省庁】内閣府

国においては、両親の就労要件等により保育所等に就園できない0歳から2歳のこどもが月10時間の利用上限枠の範囲で保育所等に通園できる「こども誰でも通園制度」を、令和8年度から全市町村で実施することとされている。

同制度は、利用上限があり、親子分離の経験が乏しいこども一人での通園の場合、在園中泣いたままになりやすいため、こどもの良質な成育環境に必要となる親以外の大人や同年齢のこども達と関わる機会を保障する観点からは、環境に慣れるまでの間、親と一緒に通園できることが望ましいと思われる。

また、子育て経験が乏しく、身近に子育ての相談をできる相手がいない保護者が増えている現状においては、保護者も必要に応じて一緒に通園し、保育士等から子育ての手ほどきや、同じ子育て世代の親同士が交流するなどの「親育ち支援」を受けることが、こどもの良質な成育環境に必要である。

京都府では、モデル事業を実施し、親子通園による「子育ち」と「親育ち」の一体的な支援が、保護者の自信醸成やこどもとの愛着形成、孤立感・不安感の解消につながり、在宅育児中の良質な成育環境の構築に有効であることを確認したところである。

ついては、令和8年度の「こども誰でも通園制度」の本格実施に当たっては、こうした保護者への親育ち支援に対する加算等の創設及び必要な予算を確保いただきたい。

【現状・課題等】

- 0～2歳児の約6割は未就園で、子育て世帯の約7割の母親は自分が育っていないまちで子育てをし、約6割は近所でこどもを預かってくれる人がいない状況。

※出典：2015年地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書

(NPO法人子育てひろば全国連絡協議会)

- 「こども誰でも通園制度」の月10時間の上限枠については、国の検討会において、同制度の目的を達成するには、時間数が足りないとの指摘がある一方、親子通園にこどもの適応力向上や保護者の成長などの様々なプラスの効果があるとの意見があった。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 こども・子育て総合支援室(075-414-4591)
---------------	----------------------------------

【国の事業等】

■概算要求〔こども家庭庁〕

- ▶ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 事項要求
(令和7年度予算 2,138 億円の内数)

【京都府の取組】

■親子通園支援事業（令和7年度予算 25 百万円）

国の「こども誰でも通園制度」を試行実施する保育所等において、0～2歳児を在宅で育児をされている家庭を対象に、親子で保育所等に通園いただき、

- ・保護者が保育士から保育の手ほどきを受け、乳幼児との関わり方を学ぶ
- ・離乳食の作り方など子育てスキルを学ぶ
- ・保護者同士の仲間づくり

などの支援を行う保育所・認定こども園に補助金を交付

(令和6年度にモデル事業として創設、令和7年度に府域全体へ拡大)

- ▶ 京都市及び宇治市内の13施設で実施し、延べ470人が延べ2,146時間利用
- ▶ 利用者アンケートでは、約8割が「こどもの愛情が深まった」、約7割が「子育ての自信がついた」、「不安や悩みが軽減」したとの回答があり、以下の要因があったと考えられる。
 - ・こどもにとっては、親が見える場所にいることで安心し、保育士や他の子との関わりが積極的になる等、子どもの遊びと体験の機会が増加
 - ・親にとっては、乳幼児との関わり方や子育てスキルを学び、保護者同士のつながりが生まれることで、在宅での子育てが安定し、親子の良好なアタッチメント形成が円滑化
- ▶ 施設ヒアリングでは、親子で通園された場合は、人見知りが強いこどもや母子分離ができていない場合であっても、こどもが安心できるため、在園中にほかのこどもや保護者以外の大人への関心を示すことが多く、保護者はその様子を見て我が子の成長を実感しやすいといった声があった。
- ▶ 事業実施により確認できた「親子通園」の効果として、月10時間という限られた時間の中でも、親子通園で親が保育士から学んだことを在宅育児で実践することにより、国制度が目指す「こどもの育ち」の効果をより高められることを確認
 - ・多様な形で表れる乳幼児の意思(笑う・泣く・怒る)を親がくみ取り、それに対してどう関わればよいか、保育士から学び、在宅で実践
⇒アタッチメント(愛着)の形成：自分や他者への信頼感の形成につながる
 - ・身近なものを使った豊かな遊びの手法を保育士から学び、在宅で実践
⇒遊びと体験：こどもの興味関心に合わせた挑戦の応援につながる